

# 山口県報

平成25年  
8月27日  
(火曜日)

## 目次

告示  
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………一  
公告  
一般競争入札の実施(情報企画課)……………二  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………七  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………七  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(四件)(商政課)……………九  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………一〇



### 山口県告示第三百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下関市豊田町大字地吉字忠蔵一六〇の一、一六〇の二、一六〇の六二、一六〇の六三、一六〇の六九、字向原山三三三の一、三三三の二、字畑山九二九の一、九二九の二、九二九の九、豊田町大字大河内字滝山二二九の一(次の図に示す部分に限る。)、二二九の三、二二九の四、字戸谷四三〇の一(次の図に示す部分に限る。)

る。)、四三〇の二一、四三〇の二二、豊田町大字今出字堂ヶ岳四二四の一、四二四の二、四二四の一〇五、字大洲田五五六の一・字滝ノ埜五五六の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字落合五八三の一、五八三の三四、五八三の四三から五八三の四五まで、九二九の一、字木落九二九の二

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

### 三 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 下関市大字阿内字地西一五六の二、一五六の三、大字蒲生野字深坂六二八の二六・六二八の二八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 岩国市周東町西長野字新造谷四三二の一、七三六、七三九から七五〇まで、七六二の二、字坂井七六一

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市大字蒲生野字深坂六二八の七・六二八の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、六二八の二〇、六二八の二一、六二八の二三、六二八の二四、六二八の二六、六二八の二八、六二八の三〇

岩国市叶木字塔ヶ森一六二の六

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(三〇〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

電子県庁基幹システム再構築業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成三十二年九月三十日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百七十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百七十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十二号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十五年八月二十七日から同年十月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十一年四月一日から平成二十五年八月二十七日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)(の委託を受けて、一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)(又は電子県庁基幹システム再構築業務審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十五年十月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年十月十一日午前十一時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十五年十月十一日午前十一時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画及び取組の要件、システムの要件、職員認証基盤システム、職員ポータルシステム、サービス連携基盤システム、総務事務システム、賃金報酬等システム、旅費システム、GISシステム並びに文書管理システム及び情報公開システムに関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画及び取組の要件、システムの要件、職員認証基盤システム、職員ポータルシステム、サービス連携基盤システム、総務事務システム、賃金報酬等システム、旅費システム、GISシステム並びに文書管理システム及び情報公開システムに係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 五百点

(2) 機能等評価

全体計画及び取組の要件 四百五十点

システムの要件 百八十点

職員認証基盤システム 百三十点

職員ポータルシステム 七十点

サービス連携基盤システム 百点

総務事務システム 百三十点

賃金報酬等システム 百三十点

旅費システム 百三十点

GISシステム 六十点

文書管理システム及び情報公開システム 百二十点

4 適否判定

電子県庁基幹システム再構築業務審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

- (一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）（第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合評評価点）（価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の（一）の 4 の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者としない。
- (二) 落札となるべき最も高い合評評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 十二 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 山本繁太郎
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否  
要
  - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十五年九月二十日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十五年九月二十七日までに発送する。
    - 1 入札参加資格確認申請書
    - 2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
    - 3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面
    - 4 契約保証金  
免除する。
  - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出する。
    - (七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課（電話〇八三一九三三一一二八六二）に問い合わせる。
      - 十二 Summary
      - (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
      - (2) Nature of the service to be purchased: Restructuring of the e-Prefectural govern-

- ment core system
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 30, 2020
- (4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-2862)
- (6) Time-limit for tender: 5: 15 P.M., October 10, 2013 (In case of bringing a tender: 11: 00 A.M., October 11, 2013)

別表第 1

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の趣旨	/ 電子県庁基幹システムの再構築に至る背景や課題を十分に理解し、設計及び開発並びに運用及び保守についての提案の趣旨が明確に記述されていること。 2 社会保障・税番号制度導入等の制度改正に対応するためのシステムの拡張性及び柔軟性について記述されていること。
全 体 計画の策定	プロジェクト概要計画及び各システムの個別構築計画について、次に掲げる事項に留意して提案すること。 (1) 仕様書の内容を満たすこと。 (2) 適正かつ効率的な作業の日程。 (3) 設計を開始する時からシステムの考え方や日程を安定的に稼働させることができるとするまでの工程の考え方や日程。 (4) 山口県との責任分担及び作業負担
システム移行対応	現行システムから円滑に移行する方法について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。 (1) 移行システムについて、処理すべき事務が停滞することがないこと。 (2) 移行の方式、手順、作業分担等 (3) 山口県の作業負担の軽減
データの移行対応	現行システムからのデータ移行の方法及び日程について、次に掲げる事項に留意して提案されていること。 (1) 現行システムのデータが基本的に全て移行できること。 (2) 移行できないデータについては代替手段 (3) 山口県の作業負担の軽減
プロジェクト管理	適正なプロジェクト管理に對する考え方やその他の実施の手法について、次に掲げる事項に留意して明確に提案されていること。 (1) 管理項目及びその管理内容 (2) 責任体制 (3) コミュニケーションに関するルール及び体制
ライオンスタイルコストの低減	/ ライオンスタイルコストの低減を図るために導入する手法について、具体的に提案されていること。 2 設計及び開発の段階と運用及び保守の段階とに区分して記述されていること。 3 それぞれの具体的な手法による低減の効果が、数量的に把握された上で明確に記述されていること。



<p>ユービ入連携基盤システム</p>	<p>実現の方法</p> <p>類似するシステムは開 発の導入又は開 発の実績等</p> <p>仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバツケーシングソフトウエアその他の既存のソフトウエアとを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。</p> <p>1 パツケーシングソフトウエアを導入した実績又はスクラッチ開発をした実績等について、ソフトウエアを利用する場合、製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績(2) スクの開発をした実績及びその特長(3) データの管理、保管及びバックアップの方法(4) 各種の基本情報、保管長及びバックアップの方法(5) 各種の基本情報の形式及びその制件事項(6) 主要な操作画面のスクリーンショット又は操作画面の提案が業務の</p>
<p>総務事務システム</p>	<p>実現の方法</p> <p>類似するシステムは開 発の導入又は開 発の実績等</p> <p>仕様書の内容を実現する方法について、全体の中核組み、基本的な考え方及び特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。</p> <p>1 パツケーシングソフトウエアを導入した実績又はスクラッチ開発をした実績等について、ソフトウエアを利用する場合、製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績(2) テムを開発した実績及びその特長(3) データの管理、保管及びバックアップの方法(4) 各種の基本情報、保管長及びバックアップの方法(5) 各種の基本情報の形式及びその制件事項(6) 主要な操作画面のスクリーンショット又は操作画面の提案が業務の</p>
<p>システム</p>	<p>管理者支援機能</p> <p>類似するシステムは開 発の導入又は開 発の実績等</p> <p>仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバツケーシングソフトウエアその他の既存のソフトウエアとを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。</p> <p>1 パツケーシングソフトウエアを導入した実績又はスクラッチ開発をした実績等について、ソフトウエアを利用する場合、製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績(2) テムを開発した実績及びその特長(3) データの管理、保管長及びバックアップの方法(4) 各種の基本情報、保管長及びバックアップの方法(5) 各種の基本情報の形式及びその制件事項(6) 主要な操作画面のスクリーンショット又は操作画面の提案が業務の</p>
<p>賃金報酬等システム</p>	<p>類似するシステムは開 発の導入又は開 発の実績等</p> <p>仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバツケーシングソフトウエアその他の既存のソフトウエアとを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。</p> <p>1 パツケーシングソフトウエアを導入した実績又はスクラッチ開発をした実績等について、ソフトウエアを利用する場合、製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績(2) テムを開発した実績及びその特長(3) データの管理、保管長及びバックアップの方法(4) 各種の基本情報、保管長及びバックアップの方法(5) 各種の基本情報の形式及びその制件事項(6) 主要な操作画面のスクリーンショット又は操作画面の提案が業務の</p>

<p>システム</p>	<p>管理者支援機能</p> <p>類似するシステムは開 発の導入又は開 発の実績等</p> <p>仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバツケーシングソフトウエアその他の既存のソフトウエアとを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。</p> <p>1 パツケーシングソフトウエアを導入した実績又はスクラッチ開発をした実績等について、ソフトウエアを利用する場合、製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績(2) テムを開発した実績及びその特長(3) データの管理、保管長及びバックアップの方法(4) 各種の基本情報、保管長及びバックアップの方法(5) 各種の基本情報の形式及びその制件事項(6) 主要な操作画面のスクリーンショット又は操作画面の提案が業務の</p>
<p>旅費システム</p>	<p>類似するシステムは開 発の導入又は開 発の実績等</p> <p>仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバツケーシングソフトウエアその他の既存のソフトウエアとを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。</p> <p>1 パツケーシングソフトウエアを導入した実績又はスクラッチ開発をした実績等について、ソフトウエアを利用する場合、製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績(2) テムを開発した実績及びその特長(3) データの管理、保管長及びバックアップの方法(4) 各種の基本情報、保管長及びバックアップの方法(5) 各種の基本情報の形式及びその制件事項(6) 主要な操作画面のスクリーンショット又は操作画面の提案が業務の</p>
<p>システム</p>	<p>管理者支援機能</p> <p>類似するシステムは開 発の導入又は開 発の実績等</p> <p>仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバツケーシングソフトウエアその他の既存のソフトウエアとを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。</p> <p>1 パツケーシングソフトウエアを導入した実績又はスクラッチ開発をした実績等について、ソフトウエアを利用する場合、製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績(2) テムを開発した実績及びその特長(3) データの管理、保管長及びバックアップの方法(4) 各種の基本情報、保管長及びバックアップの方法(5) 各種の基本情報の形式及びその制件事項(6) 主要な操作画面のスクリーンショット又は操作画面の提案が業務の</p>
<p>GISシステム</p>	<p>類似するシステムは開 発の導入又は開 発の実績等</p> <p>仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分とバツケーシングソフトウエアその他の既存のソフトウエアとを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。</p> <p>1 パツケーシングソフトウエアを導入した実績又はスクラッチ開発をした実績等について、ソフトウエアを利用する場合、製品の名称、選定した理由、特長及び本業務と同等の規模の業務における利用の実績(2) テムを開発した実績及びその特長(3) データの管理、保管長及びバックアップの方法(4) 各種の基本情報、保管長及びバックアップの方法(5) 各種の基本情報の形式及びその制件事項(6) 主要な操作画面のスクリーンショット又は操作画面の提案が業務の</p>

文書管理システム及び情報公開システム	
システムの概要	文書管理システム及び情報公開システムに関して、全体の枠組み、基本的な考え方や特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。
実現の方法	仕様書の内容を実現する方法について、新たに開発する部分と既存ソフトウェアその他の既存ソフトウェアを利用する部分とを明確に区分した上で、具体的に記述されていること。
類似するシステムの導入文法は、開発の実績等	1 パッケージソフトウェアを導入した実績又はスクラッチ開発をした実績等について、次に掲げる事項に留意して記述、製品の名前、選定した理由、特長及びソフトウェアと同等の規模の業務における利用の実績等スクラッチ開発をする場合は、本業務と同等の規模の業務でシステムの開発をした実績及びその特長 (1) パッケージソフトウェアを利用する場合 (2) スクラッチ開発をした実績及びその特長 (3) テータク管理情報の形式と制限事項 (4) 各種の基本情報の投与方法 (5) 取り扱える文書のフォーマット又は操作画面の提案が業務の主要な操作画面のスクリーンショット又は操作画面の提案が業務の2つの図に括弧で提示されていること。
管理者支援機能	提案するシステムが有している管理者支援機能について簡潔に記述されていること。

別表第2

判定の項目	判定の基準
形式及び装订	提出を求めた書類が、全て指示どおりをそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が総額で予定価格の範囲内であり、かつ各年度ごとの所要経費がそれぞれ予算の範囲内であるとして、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(三〇一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年九月二十六日まで、山口県環境生活部県民生活

課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年七月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人コバルトブルー下関ライフセービングクラブ  
 代表者の氏名 新名 文博  
 主たる事務所の所在地 下関市武久町二丁目二〇番二八号

(三〇二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年八月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称)ドラッグコスモス平井店  
 所在地 山口市平井字大道二二一六
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
 代表者の氏名
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十六年三月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八六六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六六台

(二) 駐輪場の収容台数

二〇台

(三) 荷さばき施設の面積

四四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称

株式会社コスモス薬品

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十五年七月二十九日

(三〇三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年八月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス古泉店

所在地 周南市古泉一丁目一〇七四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年三月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七〇二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五九台

(二) 駐輪場の収容台数

一四台

(三) 荷さばき施設の面積

四四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称

株式会社コスモス薬品

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日



平成二十五年七月二十九日

(三〇四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年八月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ西宇部店

所在地 宇部市大字際波一三二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 溝口 克彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変更前 赤木 庸一	変更後 溝口 克彦
-------------------------------------	--------------	--------------

四 届出年月日

平成二十五年八月八日

五 変更年月日

平成二十五年四月一日

(三〇五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年八月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 大西 文和

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変更前 高橋 正人	変更後 大西 文和
-------------------------------------	--------------	--------------

四 届出年月日

平成二十五年八月八日

五 変更年月日

平成二十五年五月十三日

(三〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年八月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ美祢店

所在地 美祢市大嶺町東分二八七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
ナチュラル株式会社 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
(仮称)ドラッグストアモリ美祿店		ドラッグストアモリ	ドラッグストアモリ美祿店

四 届出年月日

平成二十五年八月八日

五 変更年月日

平成二十五年八月二日

(三〇七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年八月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 大西 文和

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
高橋 正人		大西 文和	

四 届出年月日

平成二十五年八月八日

五 変更年月日

平成二十五年八月二日

平成二十五年五月十三日

(三〇八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年八月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字丸河内字小野田若山

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市日の出二丁目一〇番四号

有限会社東海不動産